

令和7年度第1回鳥取県手話施策推進協議会議事録

日時：令和7年7月18日（金）午後2時～午後4時

場所：鳥取県庁 特別会議室

【1 開会】

(事務局)

ただいまより令和7年度第1回鳥取県手話施策推進協議会を開催いたします。開会にあたり、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長の小林より御挨拶いたします。

【2 あいさつ】

(鳥取県障がい福祉課 小林課長)

本日、委員・オブザーバーの皆様におかれましては、大変暑い中、わざわざ県庁までおいでいただきまして、ありがとうございます。先ほど正午から手話パフォーマンス甲子園の、今年の大会予選結果の発表もありまして、皆様にもお力をいただきながら9月14日の本大会に向けて、頑張っていきたいと思っております。

手話施策の関係では、6月に法律がやっとできまして、これからそれに向けて、まだまだ行き届かないところを頑張っていかなければいけないなというふうに考えているところでございます。あわせて来週には参議院議員選挙が予定されており、新聞などではまだまだ選挙にあたって、きこえない・きこえにくい方々だけではなくて、目の見えない方とか、あとバリアフリー対策とか、知的障がい者の方への配慮ですか、様々なことが課題であるというふうに報道されておりますので、私たちとしては障がいのある方とともに歩む共生社会に向け、この手話施策推進協議会の皆様の意見をいただきながら、丁寧に取組を進めていきたいと思います。本日は貴重なご審議どうぞよろしくお願ひいたします。

【3 委員、オブザーバーの紹介】

(事務局)

それでは本日の出席者は、お配りしている出席名簿をご確認いただきたいと思います。この度、人事異動により、委員及びオブザーバーの異動がございました。今年度から鳥取聾学校 安本校長様、岩美高等学校 野澤校長様に、新たに委員に就任していただいております。また、オブザーバーにつきましても、新たに米子市から伊藤次長様、鳥取労働局から荻原課長様、鳥取県警察本部から安田管理官、日本財団からは榎方様にご就任いただいております。

それでは、議題に入る前にお願いがございます。発言の際には、まず手を挙げていただき、お名前を名乗ってからご発言をお願いします。また、会の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、会長が議長を務めることとなっておりますので、ここからは戸羽会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【4 議事】

(戸羽会長)

皆様こんにちは。先ほどご紹介いただきました、鳥取県手話施策推進協議会 会長の戸羽です。皆さんお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

皆様ご承知のことだと思いますが、手話施策推進法が6月18日に制定されまして、25日から施行となっております。全日本ろうあ連盟が長きにわたり、およそ15年の間、手話は言語であるということを、また、手話に関する施策の充実を長い間訴えてまいりまして、ようやく法制定となり、大変うれしく思っております。ただ、それで終わりではなくて、ここからが本当の意味でもスタートとなります。鳥取県手話言語条例は制定から12年目になります。内容が100%充実しているかといえば、まだまだ課題が残っております。法制定も地域としまして、県・市町村も一丸となってより良い手話に関する施策を充実していくよう、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

そして2点目ですが、昨年7月3日に旧優生保護法の不妊手術に関する最高裁の裁判では、補償金の支給が決定しました。皆様ご承知のことだと思います。県内においても被害の方がいらっしゃいます。こちらも早急に補償金を支給できるような支援を、また今後同じようなことが起こることがないように優生思想を根絶させること、そして医学モデルから社会モデルの考え方へ移行していくこと、そういう取組を今後していかないといけないと思っております。

3点目ですが、こちらも皆様ご承知のとおり、今年東京で11月15日から26日までの期間、デフリンピックが開催されます。100周年記念の大会ということになっております。オリンピック、パラリンピックは国民の皆さんのが認知度がほぼ100%でありますけれども、一方でデフリンピックは、まだまだ認知度が低い状況にあります。およそ17%と聞いています。ですので、デフリンピックのキャラバンを現在、全国的に行っているところです。鳥取県には8月20日から25日にキャラバンカーが到着します。この期間、鳥取県19市町村をキャラバンカーが回りまして、住民の皆さんにデフリンピックはどんなものかというところの周知を図っていく予定となっております。この全国キャラバンを通して、さらに盛り上げていきたいと思っております。

最後に、手話施策推進法やデフリンピックは、きこえない、きこえにくいということ、手話は言語であるということ、こちらの理解が広まる良い機会となっていると思います。ぜひ皆さんとともに、共生社会の実現に向けて、お互いに協力しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、座って失礼いたしますが、これより議長を務めさせていただきます。議事進行について皆様のご協力を願ひいたします。議事について、事務局から説明していただき、その後、委員の皆様の意見交換をお願いいたします。事務局、お願ひいたします。

【鳥取県手話施策推進計画に基づく手話施策推進状況について】

(事務局説明：障がい福祉課 前田室長) [全体の説明は資料1参照]

(事務局：特別支援教育課 難波指導主事) [全体の説明は資料1参照]

■欠席委員（田中委員）からの事前質問に対する回答

(事務局 前田室長)

(1) ア 地域、職場等における手話言語の普及

○きこえない・きこえにくい人のための手話講座について

今回協議会で、田中委員がご欠席されていますけれども、ご欠席の田中委員からこの度の会議について、また資料についてご意見等をいただいておりますので、それに対する事務局からの説明を交えながら進めさせていただきたいと思います。

田中委員からの質問の1つ目ですが、1ページ目の上の中段よりちょっと上方ですけれども、きこえない・きこえにくい人のための手話講座がございます。これにつきまして、田中委員が当事者の方からご意見を聞かれたと思うのですが、その難聴者の方から「3地区巡回型で3年に1回しか受講できない。また、期間が限られているので、次の開催までに忘れてしまう」というようなことを聞かれたそうとして、年間を通してできないものか、また受講される方は高齢の方が多いようなので、もう少し継続的にできたら良いと思います、というご意見をいただいております。これは鳥取県聴覚障害者協会さんに委託して実施させていただいているものですので、どういった改善ができるかを含め、協会さんと話し合いをさせていただきたいと思っております。

○手話パフォーマンス甲子園及びとっとり手話フェスの開催

手話パフォーマンス甲子園・手話フェスについても、田中委員から「今後継続的に開催する予定ですか」とご意見をいただいております。我々としても予算がついて議会にも認めてもらわなければ、実施はできないものですがも、できる限り継続的に実施していきたいと考えております。

○難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金について

田中委員から、難聴者向けコミュニケーション学習開催事業費補助制度について、先ほど説明しました、きこえない・きこえにくい人のための手話講座と内容が被るのではないかとのご意見をいただいております。

そういうところも確かにあるかと思いますが、両事業はそれぞれの目的がございます。難聴者向けコミュニケーション事業につきましては、手話を学ぶことだけを目的とはしておらず、例えば補助金に関する学習だとか、筆談によるコミュニケーションなども含めた学習への支援というものが内容に含まれております。いずれにしましても現場からの強い要望に基づいて実施しているものでございますので、今後も引き続きやっていきたいと考えております。

(1) ウ 行政、公共交通機関等における手話言語の普及・情報発信

○知事定例記者会見・議会中継等での手話通訳者配置

定例記者会見や議会での手話通訳の配置ですけれども、この部分についても田中委員からのご意見をいただいております。この定例記者会見とか県議会にも、きこえない、手話がわからない、きこえない・きこえにくい方々にとっての情報保障というのが十分できていないので、文字情報を同時に付けていただけないかというようなご意見です。実情を申し上げますと、定例記者会見も鳥取県議会も、その会見会場や議場で誰が何をしゃべられるのかというのをその場にならないとわかりません。あらかじめ参考となる資料は準備していますが、その資料どおりでないことがほとんどですので、あらかじめ原稿等を準備して字幕を出

すということが非常に難しいです。記者会見でも記者の方がその場の状況に応じて質問されますし、議会でも議員の質問に対して、知事はぎりぎりまで考えられた言葉で答弁いたします。このような状況で正確な文字情報の提供というのは今の段階ではなかなか難しいのかなというところがございまして、ＩＣＴの技術がもっと発展していけばというのを願っているところでございます。

(2) イ きこえない・きこえにくい人への相談支援事業の充実

○相談支援事業

各年度の実績が掲載されていますが、この部分についても田中委員からご意見いただいております。ご意見の内容は、相談件数が年々増加傾向にあり、内容も多岐に渡っていると思われるが、その相談員の資格がどうなっていますかというお尋ねです。きこえる相談員とともに相談研修を受けることはできないのでしょうかというようなお問い合わせもありますが、これにつきましては実際にやっておられる、鳥取県聴覚障害者協会の方で、実情等を後程お話いただければと思います。

(2) カ ろう者が働きやすい環境づくり

○きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業

田中委員から、ここに挙げている件数は「『手話通訳者養成研修・派遣事業』の手話通訳者派遣とは別事業であり、件数の重複はない」と書いてありますが、ハローワークの手話協力員が動いたということですか、との質問をいただいております。担当課にも確認しましたが、ハローワークの手話協力員は含んでいないとのことで、その件数をここに書かせていただいているというものですござります。

(3) 手話関連基本データについて[資料1(参考)]

参考資料の2、県登録の手話奉仕員や手話通訳者数等についても田中委員からご意見をいただいております。手話奉仕員や手話通訳者は徐々に増えていますが合格率が低い状態のままです。養成講座の見直しは全国共通なため変えるのは難しいかもしれません、指導の進め方等の見直しについては考える必要はないでしょうか、とのご意見です。これにつきましては、全国の状況を参考しながら、できる見直しに何があるのかといったところを関係の方々と検討していきたいというふうに考えているところでございます。

(事務局：難波指導主事)

(1)イ 教育における手話言語の普及

○手話普及支援員派遣制度

田中委員からのご質問があった件について補足します。

手話普及支援員の派遣制度についてですが、毎年派遣数は増加傾向だが、支援員の数が減っている。特に東部ではろうの支援員が減り、少ないということを聞いていますとのこと。それから、手話普及支援員は子どもたちに対して、最初にきこえないこととか手話を教える立場なので、誰でもよいというわけではないのではないか、どのように考えておられるかというご意見をいただきました。

まず支援者の数の件です。数字的に減っているという部分の1つとしては、令和6年度kからの登録票の様式や提出方法の改善があります。これまで1度登録していただいたら、特に辞退の申し出がなければ、ずっと登録者という形で計上されておりました。ただ、登録いただいた情報の連絡先が変わったり、その当時は支援に参加できる状態だったけれども年齢重ねられたりとか、体調とかご自身の状況等で実際には支援に行けないというような方々が増えてきたりということもありましたので、6年度からは登録される方にはお手数ですが、年度初めに登録票を出してもらうということにさせていただきました。その辺りで6年度からちょっとずつ登録者数が減っているというところはあります。実際の登録者数の中で東部はろう者が少ないということですが、実際に比較しましたら、ちょっと減ってきている傾向はあります。一方で、西部はろうの支援者が増えているという状況なので、地域によってもちょっと状況が変わっています。先ほど登録票を改善しましたという辺りと、後半の支援が誰でも良いわけではないのではないかという辺りのことですが、登録票を改善した中にはですね、やっぱり学校の学習計画の中で、子どもたちに何を学ばせたいかという意図を持って学校が依頼をされてきますけれども、それにきちんと対応できるような支援員を派遣していく必要があるということで、登録票の中に「資格等」ということで、例えば手話通訳士の資格とか、手話通訳者・奉仕員、それから手話検定の級を書いていただくような欄を設けました。それをもとに手話普及コーディネーターがその学習に合った適切な派遣をできるようにということで、昨年度の登録票から変えております。全体的に高齢化というところもありますして登録者数が減っていますので、対策として考えているのは、鳥取大学の手話サークル、湖山キャンパスも西部の医大の方にもちょっと声をかけまして、実際の手話学習の場面を見ていただけるように、今、調整をしているところです。学生もお忙しいかなと思いますけれども、少しでも若い方にも興味を持っていただき、実際に支援として登録に繋がるといいなあと考えているところです。

それから募集チラシを作っております。昨日、別の会で鳥取県手話サークル連絡協議会の会長様とちょっとお話をさせていただいたのですけれども、チラシ配布の相談をさせていただきましたし、また協会さんの方で9月から手話奉仕員養成講座が始まるというところなので、また配布の協力についてご相談させていただきたいと思っているところです。

○手話ハンドブックについて

もう1点いただいている意見が手話ハンドブックについてです。先ほど平成26年度に冊子を配布したが、今はデジタル化を進めたと説明させていただきました。このデジタル化になったことを知らない学校はあるようなので周知が足りないのではないか、というご意見でした。これについては、先ほど皆さんに見ていただいた事業の周知で行っております。手話ハンドブックに特化した周知ではありませんが、本事業についての周知ということで、小・中学校、県立学校の方にも情報提供を行っております。ただ現状として、こういう情報が行き渡っていないということがわかりましたので、さらに丁寧に周知を図っていかないといけないと感じました。また、各学校での手話学習の講師で行った際に、手話普及コーディネーターが作ったものですが、手話ハンドブックのサイトにすぐ飛べるようなQRコードをつけたチラシを、手話学習後に子どもたちに配るという工夫も地道ですがしております。急激な周知や増加に繋がらないかもしれません、コツコツとやっていきたいと考えます。

えているところです。

【議事に関する質疑応答】

(戸羽会長)

事務局から説明がありました議事につきまして、ご意見等ございますでしょうか。

その前にきこえない相談員の資格のことについて質問があったかと思いますが、これにつきまして回答いただきたいと思います。現状と資格のことですね。

(下堂菌委員)

東部聴覚障がい者センターの相談員をしております、下堂菌と申します。

田中委員からの質問で、相談員の実績が増加している背景ということでご説明したいと思います。相談内容も多岐にわたりまして、生活面の内容もありますし、医療面の内容もございます。また、IT関連の支援もあり、大体この3つが多い内容になっております。

IT関連の場合は、例えばスマホの使い方の支援とかがあります。きこえる人も同じだと思いますが、スマートフォンの使い方、また電話リレーサービスの使い方がわからないとか。そもそも電話をかけるという文化がきこえない人にはないものですから、電話のかけ方から相談というのあります。医療面では専門用語が多いので、わかりやすくいうと例えば血圧が高いと言われたとしても、自覚症状がないことから別に大丈夫でしょうという感覚になってしまいます。血圧が200ですと言われたとしても、痛くもないし大丈夫だという認識ですね。それがなぜ危ないのかということを知らないので説明をします。そして、受診を促して医療につなげるというような支援も行います。また、医師の説明もわからない。手話通訳は当然つけておられてますけれども、やはり十分な教育を受けられなかつたという背景がありますので、手話言語で説明ということを考えまして、相談員も受診に同行してしっかり説明しフォローするというようなこともあります。各センターで最近、普及効果なんかわかりませんけれども、地域包括支援センターの管理施設等の支援機関からの問合せがあります。その内容は、きこえない高齢者の支援をどうしたらいいのかということ。その辺りに悩まれているという相談もあります。ですので、良い支援になるようにということを、いろいろな関係機関も考えておられるということが伝わってきます。

高齢者の入所施設、きこえない人に特化した高齢施設はないかというお話をもあるのですが、実際鳥取県にはそういう施設はありません。県外では京都や兵庫にはありますが、鳥取県にはありません。ただ、鳥取県で生活したいという方々は多くいらっしゃいますので、地域で暮らしていくため、支援者などいろいろな人を巻き込んで一緒に、きこえない人が安心して生活できるような支援を考えております。

それから、資格についての質問がありましたが、鳥取県の場合はそういうものはありません。ただ、私は方々ですけれども、同じ方々が同士だから理解できる、また、きこえない文化特性等も方々が同士だからこそわかる、相談しやすいというようなことはあります。また、きこえない相談員が少ないというのも課題です。人材の確保も課題の1つとなっています。それは全国なもので状況は同じです。研修については、方々のための相談支援研修が1年に2回あります。全国から集まって受けるのですけれども、専門性を高めるという目的で研修を毎年受けております。補足はよろしいでしょうか。それでは報告といたします

す。

(戸羽会長)

下堂菌委員、ありがとうございました。きこえない高齢者についての課題、問題提起もありました。実際にきこえない高齢の方が高齢者施設に入所していないという現状は確かにあります。やはり施設内でのコミュニケーションに支障が多くあり、センターにもどうしたらいいかというような相談がございますので、鳥取県の課題として、皆さん一緒に考えていかなければならぬことだと思っております。その他事務局から説明がございましたけれども、ご意見・ご質問ございましたら挙手をお願いいたします。

では、野川委員お願いします。

(野川委員)

全通研鳥取支部の野川です、よろしくお願ひします。

私からは 2 点、質問させていただきたいのですけれども、まず 4 ページ、デフスポーツを通じたろう者への理解促進の部分です。いよいよデフリンピックも目の前に近づいてきまして、いろんなキャラバンのイベントだととか、そういうのが目白押しで、徐々に気運も盛り上がってきているところだと思います。テレビとかを見ていてもいろんなデフリンピックに関する情報も出てきているので、国民・県民の方への周知も少しづつ進んでいるのではないかかなと思っているところです。先ほど事務局から説明がありました 4 ページで、デフリンピックの全国キャラバンやイベント、また、海外選手団のキャンプの受入れなどによる気運醸成とありましたが、海外のキャンプ受入れについて、支障のない範囲でいいですので、今わかつていたら教えていただきたいと思います。

それから 2 点目は、8 ページ。この計画の数値目標ですけれども、先ほど前田室長からもご報告がありましたが、この中で一番、本当に達成が難しいのが 1 番上の登録手話通訳者数だと思います。令和 6 年で 70 人ということで、対前年に比べたら +5 ということで増えているのではないかと数値的にも感じますけれども、実際のところ 5 人のうち、試験の合格者数というのは 3 名です。その前年も 1 名とか、さらに前の年は 0 人とか、この合格者数というのは本当に少なくて、合格率が低迷のままという現状があります。ですので、この 10 年後の 102 人という目標を考えたときに、本当にテコ入れしていかないといけないというのはすごく感じているところです。そういう現状を踏まえて気になりますのが、この 4 ページにありました。まず、手話通訳者養成の研修です。研修のところを見ますと、養成研修修了者数がずっと年次で上げてありますが、例えば昨年度の通訳 II の養成は 10 名の受講者のうち、修了されたのはわずか 1 人。ほかの通訳 I とか III を見ましても、修了者が半分いかないというような養成研修、養成講座の現状があります。

それからもう 1 つは指導者の方ですね。養成をする指導者の方につきましては、以下の指導者養成研修への派遣ということで、令和 6 年の実績がないというような状況になっています。登録者を増やさないといけないという一方で、その研修の実態ですか、指導者養成の実態というのが、なかなか、うまくいっていないのかなというのがこの数字を見て感じるので、そのあたりについて何か対策や原因分析とかを伺いたいと思います。以上です。

(戸羽会長)

それでは野川委員の質問に対して、事務局からよろしくお願ひします。

(小林課長)

障がい福祉課、事務局小林です。私からは、まず 6 ページのデフスポーツのことについて、知っている範囲でお答えさせていただきたいと思います。

私、障がい福祉課に来る直前はたまたまスポーツ課により、事前合宿・事前キャンプのことにつきまして担当しておりました。詳細な資料を持ち合わせているわけではないですが、1 週間前ぐらいの知事定例記者会見のときに、少しだけ知事から話がありました。7 月、ちょうど来週ですが、韓国からボーリングの選手をお招きして合宿をします。これは鳥取市のスターボールというボーリング場で練習されるということで、合宿に来られるだけではなく、例えば今日、安本委員さん、聾学校の校長先生がおいでになっていますが、聾学校の生徒さんと交流されたりとかも計画されているようでございます。加えて、11 月に同じ韓国のデフ柔道のチームが、東京大会が 11 月 15 日からですが、その直前に多分米子の県立武道館だったと思いますけれども、そちらの方に来られて同じように交流されるとのことです。この 2 つが事前のキャンプ受入れとして、今、動いているところでございます。

(事務局 前田室長)

続いて 2 つ目のご質問について、障がい福祉課社会参加推進室長の方から説明させていただきます。登録の手話通訳数が 5 名増えたとはいえ合格者数は 3 名しかいない。そもそも資料 1 の 4 ページ目の 1-1 で触れられましたけれども、手話通訳の養成研修が定員受講者数に対して修了者数が少ない、指導者養成研修の派遣も 6 年度実績がなかったというところにつきましては、確かに事務局としても非常に憂慮しているところでございます。

全体的に手話通訳者や、その指導者、そういう専門的な研修を受けられる方もですが、そもそも論として、趣味という言い方が適當ではないのかもしれません、誰でも受けられる手話講座についても、コロナ前と比べるとかなり減ってしまっているという現状があります。それに対しても事務局として危機感はあるのですが、正直有効な手立てや、そもそもの原因というものをどういうふうに分析していくのかという点でも非常に隘路にはまっているというところがあります。ご質問をいただいた内容に対して質問で返すというのも変というか失礼かもしれません、実際に手話の現場に携わって、その最前線におられる方として、手話のそういう講座を受けよう、学ぼうという方が鈍化傾向にあるこの状況につきまして、想像でも結構ですので、どういったことが考えられるのか情報を教えていただければ、対策に結びつけられる事業を考えていけるのではないかと思います。我々としても非常に悩ましい問題でございますので、逆に事務局としてご意見をいただければと思います。

(戸羽会長)

事務局より説明いただきました。野川委員、どうでしょうか。

(野川委員)

あくまで個人的な意見ですが、先ほどの趣味ということではないと思いますけれども、例

えば先程言いました手話通訳者養成研修については、すでに手話奉仕員になられて合格をされ、次のステップに向かわれている方なので、その方たちは多分趣味というような感覚ではないと思うんですね。自分の技術をアップしようと思って、次の段階の手話通訳の講座を受けられていると思います。IもIIもIIIもその試験を目指して、そこで終了できないというところが、私もよくわからないですけれど、参加する人数が少ないので、前は東部で受けられたのが、月に1回中部で、午前・午後丸1日の研修になっているとか、そういう物理面といいますか、参加しづらいような環境も現実にあるというような話を聞いています。その他にもありましたらお願ひします。

(戸羽会長)

野川委員、ありがとうございます。私の方からちょっとご説明します。養成は中部聴覚障がい者センターの方で事業を担っております。修了者数が非常に少ないという実績がこちらにもあるのですが、ちょっと詳しく言いますと、受講者は繰り返し複数回受講することができるんです。1回修了いただいた方が2回目の受講ではモチベーションをなかなか保たれず欠席されることがあります。皆さん頑張って受講されて修了されているのですが、2回目から修了証がないので、この実績を見ると非常に少なく見えるかなと思います。

それから、手話の指導者研修に派遣が無かったということへのご質問だったかと思います。手話通訳者の講師団は高齢化しております。研修会場は県外になり、例えば昨年の場合は、確か通訳Iは福岡県。間違っていたらすみません、通訳IIが神奈川県、通訳IIIが山梨県での研修だったと思います。非常に遠方になるということ、それから1泊2日の研修が5~6回とありますので、そこに研修で通わないといけないので厳しいという状況もあります。ご家庭の都合ですか、日にちが合わないということで申込をされる方はあまりおられず、昨年の場合は募集したのですが申込がなかったという状況です。講師が受講するということは非常に大事なことだと考えていますので、今年度はやはり研修に行っていただく、受けさせていただくようにしていきたいと思っております。手話通訳者がなかなか増加しないというところは原因の分析をしないといけないかなと思っておりますが、事務局としても非常に頭の痛い問題になっております。今後、講師団の皆様と一緒に検討して見直しをしていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願ひします。このような回答でよろしかったでしょうか。

他の委員の方で、ご意見等ありますでしょうか。

(須崎委員)

鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンターききの須崎と申します。座ったままで質問させていただきたいと思います。

1ページ目に、手話サークル連絡協議会への助成というのがあったのですが、この助成金制度というのは、県サ連に加盟していないところも助成対象かとは思うのですが、手話サークルを、そもそも県の方で全部把握されているのかどうか。鳥取県の連絡協議会というのは、加入しておられるところはおそらく名簿があるのではないかなと思います。加入しておられないところもたくさんあるように思うので、手話言語の啓発であったりとか、手話言語に触れ合ったりとか、一緒に楽しく勉強できるというのが手話サークルにはあるかと思うの

で、皆さんにお知らせできるようなものがあれば、ここに行ってみたらどうですかというような促しもできるのかなと思うのですが。もしその情報があって、皆さんに周知ができるようなものがあれば、また教えていただければと思います。

2点目ですが、小学校と聾学校の居住地交流というのがあるのですが、きこえない子どもさんは当然手話が必要ですけれども、その際に手話通訳の派遣もあって一緒に交流されているのか、お子さんに合わせてなのかもしれませんし、その辺りを教えていただきたいです。

あと5ページにあります、地域で孤立しがちなろう者、施設に入所中のろう者に対し、学生ボランティア、手話サークル等の交流機会を検討するというのがあるのですが、どこに孤立したろう者がいるのか、どこの施設にろう者がいらっしゃるのか、個人情報ですけれども、その情報をどうやって得るのか。それが学生のボランティアで果たして通じるのか、そのあたりのところがちょっと心配なところだなあと思ってこれを見させてもらいました。その辺りも教えていただきたいです。

それから、全国の大学では若年層手話通訳者養成モデル事業というのがあって、いくつかの大学が手話のカリキュラムがあり勉強をされていると思うのですけれど、そういったことが鳥取県ではなされないのかどうか。手話通訳を増やしたいというのであれば、若い人たちを育てるというのもありかなと思います。ここでは、カリキュラムのある高校もありますが、高校生がそのまま手話奉仕員になって通訳になるというのはあまり聞かないで、大学に行って手話を学んで、手話通訳になりたいという希望の方があればいいのではないかと思っています。その辺りの県の考えを聞かせていただきたいです。

それと、きこえる人が当たり前に行う趣味とか習い事、子どもの塾とか、自動車学校や放課後デイサービス、児童発達の事業者とか、高齢者介護施設等で手話ができるスタッフというのがおられないです。そういうところに対して、そこに通っているところでは、例えば手話の指導ができますよとか、そういう助成がつけられますよとか、手話通訳派遣ができますよということ。手話施策推進法もできましたので、どこまでができる範囲なのか、できない範囲なのかはわからないですが、できるだけそういうような事業というか手立てがあればいいのかなと思いました。

それから、ききでは早期支援・早期教育・早期発見ということで、新生児聴覚検査をして、3か月後には精密検査で確定診断がつきます。その保護者に対して、手話言語の学習会を『きき』がしていますがしてみられませんかと説明をして、手話学習会をしているのですけれども、これはあくまでも希望者なんですね。なので、全部の保護者が手話を学んできこえない子どもとコミュニケーションをとる話をするということが制度的にはないです。ききで関わっている1歳3か月ぐらいの子どもさんはもう手話言語が出始めているんですね。元気とか、まずいとかというような言葉は手話言語で話ができるんです。なので、手話言語というのは、音声言語と同じように小さいときからとか、生まれたときからそういう言語を身につければ、きこえる子どもと同じように言語発達していくということだと思います。そのところの保障といいますか、親子でそういう手話言語を身につけて健やかな発達というのができるようになればいいなと思っています。その親子の支援、手話言語の制度というのがあればいいのではないかと思っています。聾学校は3歳から入るのですが、本当を言えば0歳から聾学校でしっかりきこえない子どもに対して、手話言語で、目で見える言葉で指導をするっていうものは、すごくいい成長に繋がると思っているのです。難聴学級に通っておら

れる子どもさんを見ても、あまり手話言語は使っておられなくて、場所によっては、知的障がいなのか、きこえないのかわからないけれどもというようなお話を聞くことちらほらあります。ですので、まず、手話言語というのは、きこえない子どもにとってはとても大事だと思っております。そのところの制度が外国にはあるそうで、生まれたときから手話言語を獲得するという制度で、そのあたりのところも隅に入れていただけたらと。すぐすぐは難しいと思いますが、お願ひできたらと思います。以上です。

(戸羽会長)

須崎委員から、何点かご質問だったかと思いますが、事務局の方、回答をお願いします。

(小林課長)

須崎委員からの御質問について、ちょっと多かったので、まず整理をさせていただきます。まず1番目、1ページ最後のところ、手話サークルへの補助金のことですね。これは結局端的に言えば何をお知りになりたいということですか。

(須崎委員)

端的に言えば、サークルの全体把握を県がされているのか。皆さんに、例えば自分の近くの地域でここに手話サークルがあるから、ここに行ったら勉強ができるという情報があるのかどうか。

(小林課長)

県として手話サークルの県全体を把握していますかということですね。事務局どうですか。

(事務局 前田室長)

事務局の前田です。県サ連さんに加入されているところは把握できますし、県サ連さんを脱退されたところもわかるのですが、それ以外のところにつきましては、細かく全部網の目を漏らさぬように把握できるかと言われると、正直そこはなかなか厳しいものがあります。ですので、P Rの仕方とかになろうかと思います。ホームページでお知らせしたりしていますので、そういうものをご覧になっていただく。それをどうご覧になっていくかということもあるらうかと思いますが、ちょっとその辺は考える必要はあるのかもしれません。

(小林課長)

先ほど出ました手話通訳者養成のことにも関係してくることだと思います。裾野を広げるためにも、たくさんの方に関心を持っていただこうと思いますので、できる限り把握に努めたいなというふうに思います。

それから2番目のお尋ねは、多分3ページのところに聾学校との交流学習の推進みたいなことが書いてありましたか、このところでしょうか。特別支援教育課さんの方でコメントがあれば。安本委員さん、聾学校の校長先生からお願ひします。

(安本委員)

鳥取聾学校 安本です。本校小学部はほとんど居住地校交流をしております。居住地校交流の目的は、やはり同世代のお子さんとコミュニケーションを図るということです。

その際には担任が普段授業も手話でして、その子にあった情報保障をしておりますので、担任の方が情報保障できるということで、小学部の間は手話通訳者は頼んでおりません。中学部高等部は、いろんな外部機関の行事に参加します。例えば、中体連の競技・部活動を通しての大会に参加する場合は、まず手話通訳を頼んだり、高校説明会、中学校に行かせていただく時も頼んだりしますので、大会の趣旨とか、その学校の教員が手話通訳を頼む場合、担任ができる場合ということで、本人・保護者等と相談しながら、その情報保障の手段については考えて実施しているものでございます。手話通訳の予算の方も、かなり数字に上がっているとおり取っていただいておりますので、あまりお金がないからということではなく、その状況にあった方法でやっております。以上です。

(小林課長)

次に3番目については5ページの中程にあります。あくまで予定施策ということですね。地域の中で孤立しがちな方、施設入所の方に対して、学生などとの交流機会を検討するということで目標としては書いているんですけども、ちょっとアイデアとしては具体的なものをまだ持ち合わせていないというのが実情です。

(事務局 前田室長)

現在の実態がどうかと言われると、先ほど小林課長の方でも説明したとおりですが、ろう者に限ってということであれば確かにそうです。ちょっと幅広い話になりますが、鳥取県あいサポート運動というのをやっております。障がいのある方に対して、障がいをまず理解して、できるサポートをしていくというあいサポートーを増やしていくというのですが、結構、県内の学生さんが関心を持っておられます。うちの関連スタッフとかが大学行って講習したりしており、障がいに関する理解とか、自分は何ができるのかといったことを考えていただく裾野というのは、徐々にですが増えつつあります。

そういった大学のサークルとかがどれだけ働けるのかということをおっしゃられましたが、実際そういった面ではまだまだ経験がない方々がどれだけ働けるかという心配は当然あろうかと思います。ただ、本当に社会に貢献できるのかという意識の高い若い方というのは、我々の感覚では増えていますので、この方が実際孤立しているろう者にどれだけ役に立つことができるのかはわからないですけれども、こういった今の芽吹いてくる流れをうまく活用できればというふうに思っています。そういったことも踏まえて、できる手立てを打っていきたいので、個人情報とかの問題もあり、なかなか踏み込めないところもありますが、本当にうまくできつつある流れを活用しながら、この先の取組というのを検討していきたいというところでございます。

(小林課長)

なかなか歯切れよい答えにはならなくて、申し訳ございません。

4番名は、これも手話通訳者の養成に関係することですが、全国の大学ではカリキュラム

をオープンでやっているような大学もあるけれども、鳥取ではどうかというところです。これも特に、現在私どもの方で具体的な施策を持ち合わせているわけではありませんが、そこは手話通訳の養成をどうするかも含めて検討してみたいと思います。また、たまたま鳥取県職員で、今ちょうど会議にも来ておりますが、やっと昨年度から手話奉仕員の資格を持った職員を1人配属できました。そういう県職員を増やすところも含めて総合的な人材育成やっていきたいなというふうに考えております。

それから5番目にですね、須崎委員がききに勤めていらっしゃるという関係上、例えば放課後等デイサービスとか、障がい児のサービスとかもいろいろある中で、そういうところにも手話通訳が必要なのに、手話通訳者を派遣できる制度がありますという情報が必ずしも行き届いていないけれども、そこら辺をPRしてはどうかみたいな、そういうことでしようか。

(須崎委員)

今の制度では手話通訳者の派遣はできないと思うので、職員が手話言語を学べる機会があるといいのではないかと思います。

(小林課長)

そうですね。その辺りは私どもの方でも、障がい児施設とか障がい者施設もたくさんありますので、もう少し幅広くPRというか周知をして参りたいなというふうに思いました。

それから、最後はご意見というふうに承ったんですけども、親子で一緒に、0歳児から手話を学べるような、そういう環境、制度化ができたらいいんじゃないかなというようなご意見だったかと思います。

ちょっと時間が押しますが、後程の手話政策推進法のご紹介の中でも触れますが、今回手話施策推進法で子どもの教育としての手話の重要性みたいなこともありますし、手話を必要とする子どもが学習できる機会の提供確保みたいなことも法律でしっかりうたわれているようですので、今後非常に重要な課題だと考えております。県としても、その辺を施策に落とし込めないだろうか、ちょっと考えてみたいと思いますし、須崎委員の方でも何かいいアイディアがあれば、私どもでもいいですし、ききを所管している子ども発達支援課にそのあたりを提案いただいても来年度予算に反映できるのかなというふうに思いました。ご意見ありがとうございました。以上です。

(戸羽会長)

ありがとうございました。須崎委員よろしいでしょうか。

では、ちょっと時間も押しておりますので、質疑を終了したいと思います。最後、もし時間がありましたら、改めてご質問をお願いいたします。

では続きまして次の議事に移ります。令和7年度関連予算について、事務局より説明をお願いいたします。

【令和7年度関連予算について】

(事務局説明：障がい福祉課 前田室長) [資料2参照]

(事務局説明：特別支援教育課 難波指導主事) [資料2参照]

【議事に関する質疑応答】

(戸羽会長)

事務局からのご説明がありましたが、こちらの議事について、ご意見ご質問等、ありますでしょうか。野川委員お願ひいたします。

(野川委員)

全通研の野川です。失礼します。今、7年度当初予算についてご説明いただきまして、内容について特に意見があるわけではないですが、ここに載っていないので、おわかりになれば教えていただきたいです。警察庁が2024年から全国の聴覚障がい者に配慮したパトカーを配備するというようなお話があると思うのですが、いろいろな県で配備というニュースを見るのですけれども、鳥取県での配備というのがどのような状況なのか、もし予算とか出てくるのであれば、その辺りも含めて教えていただきたいと思います。わからなければ、また後日でも結構ですので、教えていただきたいと思います。

(戸羽会長)

警察本部の方からお願ひいたします。

(警察本部 安田管理官)

警察本部の安田です。今、資料を全く持ち合わせていなくてお答えすることができませんので、また後日お答えしたいと思います。

(戸羽会長)

野川委員よろしいでしょうか。

(野川委員)

もう1点お願いします。予算のところで言うべきかどうかちょっとわからないですけれども、実はこの推進計画を当初策定されるときに、手話に対する認識の現状把握をするために手話のアンケートを広くされていたということを聞きました。そのアンケートの内容も、当事者であるろう者、それから手話関係者、あとは一般県民に対してという3つの区分で、手話についてアンケートをされ、それをもとに推進計画を策定されたという状況を聞いたのですが、10年経ちまして次の段階に向かうときに、前回のアンケートの部分がどのように反映されて、どう変わったのかという部分をちょっと検証してもいいのではないかという気がしています。また次の計画の改定の際にバタバタするのではなくて、これを2年目3年目ぐらいの時期にじっくりと、そういうようなアンケートも検討されてはどうでしょうかというような、これはあくまでも意見です。

(戸羽会長)

事務局の方からお願ひいたします。

(事務局 前田室長)

事務局の前田でございます。そもそもこの計画を作るときにアンケートをとっているという記録で見たことがあります、それに基づいてできたのが第1期計画であると考えております。令和5年度にまた見直して今の計画を作り、その際にもパブリックコメントを実施しているところでございます。いずれにしましても、計画は別に行政のためや関係者だけのための計画ではなく、県民のための計画ということでもありますので、どのようなやり方で意見を今後集めていくのかということは検討する必要があろうかと思いますが、より多くの方々の意見が反映されるような計画、またその推進というものは目指していくたいと考えております。

(戸羽会長)

はい、野川委員よろしいでしょうか。その他はいかがでしょうか。ないようですので、次の報告事項になります。手話に関する施策の推進に関する法律について、事務局より説明をお願いいたします。

【5 報告】

(事務局説明：障がい福祉課 前田室長)

はい。事務局の前田でございます。資料の1番最後の20ページ、資料3をご覧ください。この6月に成立しました、手話に関する施策の推進に関する法律、略して手話政策推進法と言うのですが、それについて簡単ですけれども説明させていただきます。

知事が、よく申しているのですが、なかなか国が法律を作ってくれないので、全日本ろうあ連盟さんとか、ろう者の関係団体の方々が鳥取県に「まずは地方から条例を作つて進みましょう」と言わされて、平成25年度に全国で初めて手話言語条例を鳥取県が作ったのですが、それからもう12年の長き歳月を経て、ようやく本当に念願のこの法律ができたというところでございます。

当初は手話言語法という法律での成立を進めていたのですけれども、ちょっと言語に関する法律上の定義がなかなか難しいところもあるようとして、手話言語法という法律名にはならなかったのですが、目的、条文の中にはしっかりと手話は言語ということがはっきり読み取れる条文がありますので、手話は言語であることを認識した法律であるというふうに考えております。

内容につきましては、20ページの目的、基本理念、責務、あと基本施策で大きく分かれおりまして、基本施策の第6条から1つ目、手話を必要とする子どもの手話習得の支援、先ほど須崎委員さんがおっしゃられたことに関連することだと思いますが、そういったことから始まりまして、最後の方にあります、手話に関する国際交流だとか、そういったものなどいろいろ手話に関する内容が盛り込まれた法律となっております。

この法律ができたことによって、鳥取県としても、手話言語条例と対比してどうなのだろうか、内容によって見直す必要があるのかということを一応点検はさせていただきましたが、条文とかを対比し結論としまして、法律で求めている、法律が地方公共団体はこれをやらなければならないという内容は手話言語条例で対応できているということを、我々としては確認させていただきました。

また、手話言語条例だけではなく、そもそも今日やっている手話施策推進協議会ですけれども、我々が検討しておりますのは手話施策推進計画に基づいた取組の検証ですが、この計画というものは、もともとは手話言語条例で必要なこういう施策を定めなければならないということを定めたものです。なので、条例とこの手話施策推進計画で求めている内容で、手話の施策に関する法律が地方公共団体がやらなきゃならないと言っている内容は、基本的にはすべて網羅できているというところです。なので、制度的には改めて条例を再検討するとか、そういうことまでは必要ないと考えてはおりますけれども、制度があるからといってそれがちゃんと機能していなければ意味はありません。そういう意味で、今やっている施策が十分だとか、今後こんな政策をやっていかなければならぬんじゃないのっていうのは当然ありますので、今後は、法律もそうですし、条例とか計画に沿った施策というものを、実態とか、今後の将来に向けて、いろいろブラッシュアップしなくてはならないというふうには考えております。本日開かれてある協議会は、まさにそのための協議会として、今後、予算要求とかそういうところにも結びつけていきたいというふうに考えておりますので、引き続き皆様にはご協力等お願ひいたします。以上でございます。

【報告に関する質疑応答】

(戸羽会長)

ありがとうございました。事務局から説明がありました、ご意見等あります方。

(野川委員)

何度もすみません。全通研の野川です。やっと法律ができまして、鳥取県としても法律に則ってといいますか、今までどおりの施策を進めていただきたいと思いますけれども、この中の14条で手話の日というのが定められました。これはもう9月なのですぐやってくるのですが、今まで9月23日は手話言語の国際デーということで、ブルーライトアップの準備ですか、いろいろな取組をやっていましたけれども、今年度この手話の日が新たにできて、どのようなイベント、取組を予定しておられるのか。法律ができたばかりで予算があるわけでもないとは思いますが、手話言語の国際デーのイベントと冠を変えるだけではなくて、やはり日本で手話の日が定められたということで、PRを兼ねたイベントを期待しているのですけれども、その辺りいかがでしょうか。

(事務局 前田室長)

事務局の前田でございます。9月23日が手話言語の国際デーでということで、世界中の手話の日となっておりまして、これまででも鳥取県聴覚障害者協会さんや全日本ろうあ連盟さんと協力いたしまして、ブルーライトアップ、青く夜光らせるイベントですね、ブルーがろう者の方々のシンボルカラーということもありますので、そういうイベントを毎年実施してきたところでございます。

その他にも例年であれば、手話フェスとかと絡めたりだとか、協会さんの方でのイベントにも県としても協力させてもらったりとかをやらせていただいております。

今年の9月23日に何をするのかということは具体的にはまだ煮詰まってはないですけれども、少なくともその象徴的なカラーであるブルーライトで照らすとかということは、ま

た今年もやることにはなろうかと思います。その他のイベントをどうするかとかにつきましても、鳥取県聴覚障害者協会さんと話し合っていきたいと思います。以上でございます。

(鳥取県障がい福祉課 小林課長)

すいません小林です。少し補足です。ちょうど9月23日が手話の日としてありますが、鳥取県においては9月14日、15日辺りに手話フェス、手話パフォーマンス甲子園があります。その先には、11月15日から東京デフリンピックがあります。その手話パフォーマンス甲子園やデフリンピックのPRも含めた形で、この9月23日が法律に規定するところの手話の日なので、上手に既存のイベントを組み合わせながら、手話の日についても併せて今年はしっかりとPRできるように工夫できればというふうに今のところ考えております。以上です。

(戸羽会長)

野川委員よろしいでしょうか。

会長としてもお願ひがあります。

6月に手話施策推進法の制定がございまして、手話言語を法的に認められたというふうに解釈しております。今考えてみると、やはり手話を言語として認めたということは、きこえない人ときこえる人が同等になったという意味を持ちます。同等の権利を得たという意味になります。こちらで情報保障として手話通訳者の身分保障も整えていかないといけないと考えております。

現在、県立の病院、例えば厚生病院、中央病院がございますけれども、そちらに手話通訳者の配置があります。ただ、身分としては会計年度職員という立場になっています。ではなくて、正職員化をすべきではないかと考えております。手話通訳者も専門性がある職業ですので、そのあたりご検討いただければと思っております。

2点目ですけれども、ブルーライトアップの件、いろいろお話をありましたけれども、当協会としても企画を考えております。これまで実施しております。ただ、実行するとなると予算がかかってくるものですので、なかなか予算面の資金繰りが難しいのでできないという場合もございます。9月23日が手話の日として認められたということがありますので、それをお願いするといういい機会になると思います。次年度からでも結構ですので、市町村レベルでもぜひ予算を組んでいただいて、9月23日を盛り上げていきたいと思っております。そのあたりのご協力をお願いしたいと思います。以上です。

その他、ご質問ございますでしょうか。

それでは、時間が来ておりますけれど、最後にこれは聞いておきを聞いておきたいという方がいらっしゃればと思いますが、よろしいでしょうか。では、時間を超過してしまいましたが、以上で議事を終了としたいと思います。オブザーバーの皆様から、本来であれば1人ずつご意見を伺いたいところですが、時間の都合上割愛させていただきます。その他事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

事務局の前田でございます。議事の部分でも触れましたけれども、チラシを2枚つけて

おります。1つは手話パフォーマンス甲子園のチラシでございまして、9月14日にエースパック未来中心で開催させていただきますので、よろしくお願ひいたします。もう1つが「NHK手話ニュースキャスターがやってきた」ということで、手話フェスの中のこの9月15日に同じく、エースパック未来中心でNHKさんと一緒に開催させていただくというものです。これは入場無料ですが事前の申込が必要ということで、このチラシの中にも入っておりますのでご承知いただきたいのと、持ち帰られてから周囲の方とか関係の方々にもぜひPRしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

(戸羽会長)

よろしいでしょうか。時間が超過してしまって、申し訳ございません。

それでは、令和7年度第1回鳥取県手話施策推進協議会を閉会といたします。皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。